

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	地方税の収納及び徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、収納管理及び徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和5年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納及び徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法及び関係法令に基づき賦課される、市県民税・固定資産税等の収納及び徴収に関する事務を行う。</p> <p>1 地方税の収納事務</p> <p>(1) 地方税法等に基づき賦課された市税等の収納情報を管理する。</p> <p>ア 賦課情報の入手 市税等の賦課情報を各システムから滞納管理システムへ取り込む。</p> <p>イ 収納情報の入手 納税者が納付、納入した情報を税総合システム及び滞納管理システムへ消込処理を行う。</p> <p>ウ 収納状況の確認に関する業務 収納情報を管理し、過誤納・未納状況を確認する。 過誤納金が生じた場合は、還付又は充当を行い納税者に通知する。</p> <p>(2) 口座振替に関する業務 納税者が市税等の口座振替利用及び取消を届け出た場合は、届出に応じた登録(取消)をし管理する。</p> <p>2 地方税の徴収業務</p> <p>(1) 督促に関する業務 納税義務者が納期限までに市税等を完納しない場合、地方税法に基づき未納額の督促を行う。</p> <p>(2) 各種調査 地方税法及び国税徴収法に基づき、滞納者について官公庁に対する実態調査及び、金融機関等に対する財産調査を行う。</p> <p>(3) 滞納処分 国税徴収法等に基づき滞納処分を行う。</p>
③システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX)、宛名システム、課税資料検索システム、税総合システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、pipitLINQ
2. 特定個人情報ファイル名	
収納特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の16項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8項、別表第2</p> <p>【別表第2における情報提供の根拠】: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (27.42の項)</p> <p>【別表第2における情報提供の根拠】: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」又は「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務」が含まれる項 (44.45の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民経済部納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>総務部総務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>市民経済部納税課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署①部署	市民部納税課	市民協働部納税課	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	みよし市市民部納税課	みよし市市民協働部納税課	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	納税課長 岡本 和也	納税課長 原田 久三	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	納税課長 原田 久三	納税課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規作成	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	宛名システム、課税資料検索システム、税総合システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	地方税ポータルシステム(eLTAX)、宛名システム、課税資料検索システム、税総合システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目1.対象人数	平成28年4月1日現在	令和2年1月1日現在	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目2.取扱者数	平成28年4月1日現在	令和2年1月1日現在	事後	
令和3年6月10日	I 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③事務の概要	(3)納税証明書発行に関する事務 納税義務者又は、委任を受けた代理人からの申請に基づき、納税証明書を発行する。	なし	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第27項	番号法第19条第8号 別表第二 第27項	事前	
令和4年5月26日	I 関連情報4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第27項	番号法第19条第8項、別表第2【別表第2における情報提供の根拠】第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項(27.42の項) 【別表第2における情報提供の根拠】第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」又は「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務」が含まれる項(44.45の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	事後	
令和4年5月26日	IVリスク対策6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	2十分である	事後	
令和4年5月26日	IVリスク対策8.監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8項、別表第2【別表第2における情報提供の根拠】第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄に「地方税関係情報」が含まれる項(27.42の項) 【別表第2における情報提供の根拠】第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」又は「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務」が含まれる項(44.45の項) 主務省令(番号法別表第2関係)第20条	番号法第19条第8項、別表第2【別表第2における情報提供の根拠】: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(27.42の項) 【別表第2における情報提供の根拠】: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務」又は「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務」が含まれる項(44.45の項)	事後	
令和5年4月1日	評価実施機関における担当部署①部署	市民協働部納税課	市民経済部納税課		
令和5年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	みよし市市民協働部納税課	市民経済部納税課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111		